

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第19条第4項
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項(運搬証明書の再交付の申請) 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条(運搬証明書の再交付の申請)、同第8条(運搬の届出等の経由)
審査基準	
標準処理期間	1日
申請先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備考	